

## 第458回小野市議会臨時会提出議案の概要について

<b>議案第29号</b>	<b>専決処分の承認を求めることについて（小野市税条例等の一部を改正する条例の制定について）</b>
<p>地方税法等の一部改正（R8.3.31公布）に伴い、引用部分の項ずれ等を含む規定内容の整理を行う。令和8年3月31日付で専決処分により小野市税条例の一部を改正したことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるもの。</p> <p style="text-align: right;">[令和8年4月1日施行]</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p><b>&lt;公示送達&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン等でも公示事項を閲覧可能とするもの。</li></ul> <p><b>&lt;軽自動車税&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境性能割廃止に伴い、規定の文言を整理するもの。</li><li>・軽自動車税のグリーン化特例措置（排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、税を軽減するとともに、一定年数を経過した自動車に対して税を重課。）を2年間延長するもの。</li></ul> <p><b>&lt;個人市民税&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度から令和12年度まで3年間延長するもの。</li></ul>	
<b>議案第30号</b>	<b>専決処分の承認を求めることについて（小野市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）</b>
<p>令和8年度の税制改正に伴い、地域再生法に基づき整備計画の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行った企業に対し、固定資産税を3年間不均一課税（1.4％を10分の1にするもの）とする適用期間を2年間延長（令和10年3月31日までに認定のあった者に適用）しようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">[令和8年4月1日施行]</p>	
<b>議案第31号</b>	<b>小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<p>自立支援医療制度や難病医療費助成制度など他の公費負担医療制度が適用できる場合は、他制度が優先され、福祉医療制度が利用できず、医療機関等の窓口で一部負担が生じていたものを、県の福祉医療制度の改正に伴い、併用可能としようとするもの。</p> <p style="text-align: right;">[令和8年7月1日施行]</p>	